

## 大田区MICE開催支援助成金要綱

- 31 観観発第 10755 号区長決定  
令和元年 11 月 18 日  
一部改正 2 観観発第 10782 号区長決定  
令和 3 年 3 月 16 日  
改正 3 観観発第 10942 号部長決定  
令和 4 年 3 月 22 日  
改正 4 産観発第 10755 号区長決定  
令和 5 年 3 月 31 日  
改正 5 産産発第 13444 号部長決定  
令和 6 年 3 月 15 日

### (目的)

第1条 この要綱は、区内で開催される大会、会議、学会、スポーツ競技会、イベント等（以下「MICE」という。）について、予算の範囲内で大田区MICE開催支援助成金（以下「助成金」という。）を交付することにより、区内における地域経済の活性化、産業力の強化、区の認知度向上等に寄与することを目的とする。

### (助成対象者)

第2条 助成金の交付を申請することができる者（以下「助成対象者」という。）は、次に定めるものとする。

- (1) 公益財団法人、公益社団法人、一般財団法人及び一般社団法人
- (2) 民間企業
- (3) その他区長が特別に認めるもの

### (助成対象事業)

第3条 助成金の交付対象となるMICE（MICEに付随して行われる第6条第4項に規定するエクスカッション等を含む。）は、区における地域経済に大きな波及効果を及ぼし、区のシティセールス、観光・国際交流、文化、スポーツ、産業振興等につながり、区内において助成対象者が開催するものうち、次のいずれかに該当する事業（以下「助成事業」という。）とする。

- (1) 大会 特定の関係者等が一堂に会して行う集会等
- (2) 会議 特定のテーマ等について、関係者が意見交換、相談等を行い、意思決定等を行う集まり
- (3) 学会 学術研究団体が主体となって開催する特定のテーマ、課題等に対して意見交換、討論等を行うもの
- (4) スポーツ競技会 スポーツの振興及び競技技術向上のために開催する競技会
- (5) イベント 展示会、商談会、文化イベント、フェスティバル、式典等
- (6) シンポジウム 広く聴衆を集め、特定の課題に対して意見の発表及び討論を行うために開催する集会
- (7) 研修会 知識及び技能の普及若しくは向上のために開催する学習会

(8) その他区長が特別に認めるもの

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、助成事業としないものとする。

- (1) 政治的及び宗教的活動を目的とするもの
- (2) 営利を目的とするもの
- (3) 国又は地方公共団体が主催・共催により金銭を負担するもの
- (4) 同一年度内において2回目以降の申請となるもの
- (5) その他公序良俗に反するなど区長が適当でない判断するもの  
(助成条件等)

第4条 助成金の交付に当たっては、次に掲げる内容を全て満たすことを条件とする。

- (1) 利用者100人以上で区内施設等を使用すること。
- (2) 開催期間が連続して2日間以上であること。
- (3) この要綱による助成金の交付実績が3回以内であること。
- (4) 飲食については、区内業者を利用すること。
- (5) 宿泊については、区内宿泊施設を利用すること。
- (6) 開催施設及び宿泊施設以外に区内事業者を2者以上活用すること。
- (7) 区が指定する内容のアンケートを実施すること。
- (8) 前各号に掲げるもののほか、開催に係る物品の調達等に要する経費については、可能な限り区内業者を利用すること。

2 区長は、前項各号の条件を満たし、かつ、次に掲げる事項に該当する事業に対し、優先的に助成対象とする。

- (1) プログラム又は主催者からの申出等により、利用者の区内回遊が期待できると判断されるもの
- (2) プログラムの一環又は会議終了後に区内で会議出席者の多数が参加する懇親会、パーティー等を、区内業者を利用し開催するもの  
(助成対象経費)

第5条 助成金は、助成対象事業に必要な別表に掲げる経費（以下「助成対象経費」という。）のうち、区長が特に必要かつ適当と認め、使途、単価、規模等の確認できるものについて、予算の範囲内において、助成事業者に交付するものとする。

(助成金の額等)

第6条 MICEの開催に係る助成金の額は、次に掲げる金額のうち少ない方の額とし、25万円を限度とする。

- (1) 別表に掲げる助成金対象経費に2分の1を乗じて得た金額
- (2) 利用者数1人当たり500円

2 前項の規定にかかわらず、区外からの利用者が区内において宿泊を行う場合の限度額は、次に掲げる延べ宿泊数に応じ、当該各号に定める額の合計額とする。

- (1) 国内参加者 1泊当たり1,000円とし、50万円までを限度額とする。
- (2) 海外参加者 1泊当たり1,200円とし、60万円までを限度額とする。

3 前項第2号の海外参加者とは、参加者のうち、対象事業の開催日現在において、日本国内に住所及び住居地を有していない者をいう。

- 4 前項の宿泊数算定については、領収書または区の指定する宿泊証明書の提出をもって行う。
- 5 エクスカーション（対象事業のプログラムの一部として区内で行われる関係者、参加者等のために企画されたツアー、体験プログラム、懇親会、パーティー等をいう。）及び区内特産品購入に係る助成金の額は、別表に掲げる助成対象経費に2分の1を乗じて得た金額又は10万円のいずれか低い額を限度とする。
- 6 第1項、第2項及び前項の規定による助成金は、予算の範囲内において交付するものとする。  
（助成金の交付申請）

第7条 助成金の交付を希望する助成対象者は、大田区MICE開催支援助成金申請書（別記第1号様式）を事業実施の60日前までに区長に提出しなければならない。

2 前項に規定する申請書には、次に掲げる書類を添付し、提出しなければならない。

- (1) 事業計画書（別記第2号様式）
- (2) 主催団体の定款、寄付行為、規約又は会則等の書類
- (3) 主催団体の組織体制及び役員名簿等の書類
- (4) 事業費経費別明細（予算）（別記第3号様式）
- (5) 企画書（任意様式）
- (6) 事業全体の予算書（任意様式）
- (7) その他区長が必要と認めるもの

（助成金の交付決定等）

第8条 区長は、前条の規定による申請を受けたときは、その内容を審査し、適当と認めるときは助成金の交付の決定を行い、大田区MICE開催支援助成金交付決定通知書（別記第4号様式）により前条の規定による申請者（以下「申請者」という。）に通知するものとし、交付できないものと決定したときは、速やかにその理由を付して、大田区MICE開催支援助成金不交付決定通知書（別記第5号様式）により、申請者に通知しなければならない。

2 区長は、前項の規定による交付の決定に当たっては、必要に応じて審査会を設置して審査を行うことができる。

3 区長は、第1項の場合において、適正な交付を行うため必要があるときは、助成金の交付の申請に係る事項につき修正を加えて助成金の交付の決定をすることができる。

4 区長は、前項の規定により助成金の交付の申請に係る事項につき修正を加えてその交付の決定をするに当たっては、その申請に係る当該助成事業の遂行を不当に困難とさせないように考慮することとする。

5 区長は、前項の規定により交付を決定する場合において、必要があると認めるときは条件を付すことができるものとする。

（申請の撤回等）

第9条 申請者は、交付申請後に申請を取り下げようとするときは、遅滞なく大田区MICE開催支援助成金申請取下書（別記第6号様式）を区長に提出しなければならない。

（助成事業の内容変更等）

第10条 第8条の規定により交付の決定を受けた者（以下「助成事業者」という。）は、助成事業の内容を変更しようとする場合又は助成事業を中止しようとする場合は、あらかじめ大田区MICE開催支

援助成金変更等承認申請書（別記第7号様式）により、必要な書類を添えて区長に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、軽微な変更についてはこの限りでない。

2 区長は、前項の申請を受けた場合において、事前に審査会を開催して助成金の交付決定を行っている場合には、審査会の意見を聴かななければならない。

3 区長は、第1項の承認を行う場合は、大田区MICE開催支援助成金変更等承認通知書（別記第8号様式）により、助成事業者に通知するものとする。

（遂行状況の報告及び調査受入れ）

第11条 区長は、助成事業の円滑な執行を図るため、必要に応じて助成事業者に対し、遂行状況に関して報告及び職員による調査の受入れを求めることができる。

（遂行命令等）

第12条 区長は、助成事業者による報告、地方自治法（昭和22年法律第67号）第221条第2項の規定による調査等により、その者の助成事業が助成金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に従って遂行されていないと認めるときは、その者に対し、これらに従って当該助成事業を遂行すべきことを命じることとする。

2 区長は、助成事業者が前項の命令に違反したときは、助成事業者に対して助成事業の是正を命ずることができる。

3 区長は、前項の規定により助成事業の遂行の一時停止を命ずる場合において、助成事業者が当該助成金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に適合させるための措置を指定する期日までにとらないときは、第16条第1項第3号の規定により当該助成金の交付の決定の全部又は一部を取り消す旨を明らかにするものとする。

（実績報告）

第13条 助成事業者は、助成事業が完了したときは、その日から60日を経過した日まで（1月及び2月に実施される事業については30日を経過した日まで、3月に実施される事業については年度内）に、大田区MICE開催支援助成金実績報告書（別記第9号様式）に次に掲げる書類を添えて、速やかに区長に提出しなければならない。第10条第1項の規定により中止の決定をした場合もまた同様とする。

（1） 実績概要書（別記第10号様式）

（2） 事業費経費別明細（実績）（別記第11号様式）

（3） 助成対象経費の支払い金額が分かる書類（領収書等）

（4） アンケート集計結果

（5） 宿泊証明書（宿泊を行う場合に限る。）

（6） その他区長が必要と認めるもの

（助成金の額の確定）

第14条 区長は、前条の規定による実績報告を受けた場合においては、その内容の審議及び必要に応じて行う現地調査等により、その報告に係る助成事業の成果が助成金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかどうかを調査し、適合すると認めたときは、第8条の規定により決定された交付決定額の範囲内で交付すべき助成金の額を確定し、助成事業者が大田区MICE開催支援助成金額確定通知書（別記第12号様式）により通知することとする。

2 交付額の確定に当たり、事業の実施に伴う収入があり、助成を受けることによって収益が生ずる場

合は、助成金の額から収益相当額を控除する。

(助成金の支払等)

第15条 区長は、前条の規定により交付すべき助成金の額を確定したのち、助成金を支払うものとする。

2 助成事業者は、前項の規定により助成金の支払を受けようとするときは、大田区MICE開催支援助成金交付請求書(別記第13号様式)を区長に提出しなければならない。

(交付決定の取消し)

第16条 区長は、助成事業者が次の各号のいずれかに該当する場合は、助成金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 偽りその他不正の手段により助成金の交付を受けたとき。

(2) 助成金を他の用途に使用したとき。

(3) 助成金の交付決定の内容又はこれに付した条件その他法令又は助成金の交付決定に基づく命令に違反したとき。

2 前項の取消しをしたときは、区長は理由を明らかにした上で大田区MICE開催支援助成金交付決定取消通知書(別記第14号様式)を交付しなければならない。

3 第1項の規定は、助成事業について交付すべき助成金の額の確定があつた後においても適用があるものとする。

4 前項の取消しをしたときは、区長は、大田区MICE誘致準備会に速やかにその旨を報告することとする。

(助成金の返還)

第17条 区長は、前条の規定により助成金の交付の決定を取り消した場合において、助成事業の当該取消しに係る部分に関し、既に助成事業者が助成金が支払われているときは、期限を定めてその返還を命じるものとする。

(助成金の経理等)

第18条 助成事業者は、助成事業に係る経理について収支の事実を明らかにした証拠書類及び事業内容に関する資料その他の関係書類を整理し、かつ、これらの書類を助成事業が完了した日の属する会計年度の終了後5年間保存しなければならない。

2 助成事業者は、助成事業の完了後、区長が求めた場合は、前項の書類等について公開しなければならない。この場合において、公開期限は助成事業の完了した日の属する会計年度の終了後5年間とする。

(職員による検査の受入れ)

第19条 助成事業者は、助成事業の完了した日が属する会計年度の終了後5年間において、区長が職員をして、助成事業の運営及び経理等の状況について検査を求めたときは、これに応じなければならない。

(違約金及び延滞金の納付)

第20条 第16条の規定により助成金の交付の決定の全部又は一部の取消しを行い、第17条の規定により助成金の返還を命じたときは、区長は、助成事業者が助成金を受領した日から返還の日までの日数に応じ、助成金の額(一部を返還した場合のその後の期間においては既返還額を控除した額)につき、年10.95パーセントの割合で計算した違約加算金(100円未満の場合を除く。)を助成事業者に納付させることとする。

2 区長は、助成金の返還を命じた場合において、助成事業者が定められた納期日までに助成金を納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき、年 10.95 パーセントの割合で計算した延滞金（100 円未満の場合を除く。）を納付させることとする。

3 前 2 項に規定する年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても 365 日当たりの割合とする。  
（違約加算金の基礎となる額の計算）

第 21 条 区長は、前条第 1 項の規定により違約加算金の納付を命じた場合において、助成事業者の納付した金額が返還を命じた助成金の額に達するまでは、その納付金額は、まず当該返還を命じた助成金の額に充てるものとする。

（延滞金の基礎となる額の計算）

第 22 条 第 20 条第 2 項の規定により、延滞金の納付を命じた場合において、返還を命じた助成金の未納付額の一部を納付したときは、当該納付の日の翌日以降の期間に係る延滞金の基礎となる未納付額は、その納付金額を控除した額によるものとする。

（非常災害の場合の措置）

第 23 条 非常災害等による被害を受け、助成事業の遂行が困難となった場合の助成事業者の措置については、区長が指示するところによる。

（委任）

第 24 条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、産業経済部長が別に定める。

付 則

（施行期日）

1 この要綱は、決定の日から施行する。

（見直し）

2 この要綱は、施行の日から起算して 5 年後にこの要綱の施行状況等について検討を加え、その結果に基づいて廃止を含めて見直しを行うものとする。

（廃止）

3 大田区 M I C E 開催支援助成基準（平成 31 年 3 月 25 日付け 30 観観発第 11261 号）は、廃止する。

付 則

この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

この要綱は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

この要綱は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

この要綱は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

別表（第5条関係）

助成対象経費

区 分	摘 要
(1) MICEの開催に係る経費	
会場の使用料	
付帯設備の使用料	
設備及び備品のリース料又は購入費	事業実施に直接必要なものに限る。
印刷製本費	製作のための委託費用を含む。
HP 製作費、広告宣伝費	製作のための委託費用を含む。
参加者を輸送するためのバス等の借上げに要する経費	
講師等謝礼	招へい費用（交通費・宿泊費）を含む。ただし、講師招へいに必要と認められるものに限る。
感染症対策経費	事業実施に直接必要なものに限る。
その他会議等開催に要する経費として区長が認めるもの	事業実施に直接必要なものに限る。
(2) エクスカーション等経費	
区内エクスカーション催行経費	
区内特産品の購入経費	
その他エクスカーション等に要する経費として区長が認めるもの	事業実施に直接必要なものに限る。

※事業の実施に伴う収入があり、助成を受けることによって収益が生ずる場合は、助成金の額から収益相当額を控除する。

(参考) 助成対象外経費の例

区 分	摘 要
土地の取得、賃借、造成及び補償に係る経費	事業実施に直接関係のある土地賃借は除く。
助成事業者の人件費	印刷製本費に係るものは除く。
施設整備等の維持管理に係る経費	清掃等
金券等購入費	
租税公課	消費税等
その他事業に直接関係しない経費	儀礼的経費、振込手数料、使用実績のないもの等

※国、都、区市町村の補助金及び交付金、その他の補助制度の対象となった経費は、助成対象外とする。

別記

第1号様式 (第7条関係)

第2号様式 (第7条関係)

第3号様式 (第7条関係)

第4号様式 (第8条関係)

第5号様式 (第8条関係)

第6号様式 (第9条関係)

第7号様式 (第10条関係)

第8号様式 (第10条関係)

第9号様式 (第13条関係)

第10号様式 (第13条関係)

第11号様式 (第13条関係)

第12号様式 (第14条関係)

第13号様式 (第15条関係)

第14号様式 (第16条関係)